

# 紛争解決の流れ



職場のトラブル  
あなたはどのようにする？

労働問題の専門家、社労士が  
あっせんで解決!!

裁判に比べ「簡易、迅速、低廉」に、紛争の円満な解決を図る制度です。当事者の間に特定社会保険労務士であるあっせん委員が入り、双方の主張の要点を整理し具体的なあっせん案を提示するなどの調整を行い、和解を成立させます。この和解は、民法上の和解と同様の効力を持ちます。

あっせんとは...



神奈川県社会保険労務士会  
公式キャラクター  
しゃろ☆うし

お気軽にご相談ください



## Q あっせん委員とは？

**A** 国家資格である社会保険労務士の中でも、特別に研修を受け試験に合格した、紛争解決の実務経験豊富な特定社会保険労務士の中から、紛争解決にあたって選任された人のことです。

## Q 費用は？

**A** 申立て費用は1件につき3,000円+消費税です。申立てが受理された後、相手方が申立てに応ずる意思がないとき、またはあっせんにより和解が成立しなかった場合等であっても費用は返還されません。出張費用等、手続に関して費用が発生する場合は、事前に了承をいただいたうえでご負担いただく場合もあります。



神奈川県社会保険労務士会

〒231-0016 神奈川県横浜市中区真砂町4丁目43番地  
木下商事ビル4F

URL <https://www.kanagawa-sr.or.jp/>

詳しくはこちら

社労士会労働紛争解決センター神奈川

法務省認証番号：第41号 認証年月日：平成21年9月14日

